

収入保険制度加入者の皆様へ



保険期間中のこんなこと・・・
NOSAIへご連絡ください。



①事故が発生していませんか？



- 台風などの自然災害により、作付や収穫ができなくなった。
- 作付開始前や収穫期に、けがをしまい作業ができない。



②営農計画の変更はありませんか？

- 作付面積の変更や、作付内容を変更する。
- 収穫時期がずれ込んでしまうことが確実になった。

③つなぎ融資のご希望はありませんか？

- 収量減少により収入が激減しそう、資材費の借入の返済があるのに、どうしよう・・・。

※つなぎ融資とは、いわゆる保険金の先払いです。
今後の運転資金が必要な場合に無利子で融資を受けられる制度です。



新型コロナウイルスに関する収入保険のQ & A

Q.新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響で販売収入が減少した場合、収入保険の補償の対象になるの？

学校給食やイベントが中止になって、
計画どおり、出荷が出来なくなってしまった・・・。



A. 補償の対象です！

収入保険は、農業者の経営努力では避けられない
様々なリスクによる収入減少を補償します。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響に
よって、販売収入が減少した場合も、補償の対象です。

**Q.新型コロナウイルスの影響で販売収入が減少していて、
保険料等の支払が厳しいのですが・・・？**

A. 保険料等の納入期限の延期ができます！

保険料等の支払期限を保険期間開始日から起算し、
11か月を経過する日を限度に延長いたします。

例えば保険期間が1月開始の場合、保険料等の支払期限は
は11月末まで延長可能となります。



**Q.収入保険加入者も持続化給付金は受け取れるの？
受給する場合、収入保険の補てん金との調整があるの？**

**A. 支給基準に該当すれば、受け取り可能であり、
収入保険の補てん金との調整は行ないません。**

持続化給付金は事業の継続を支え、再起の糧となるよう
支給される一時金的性格のものであり、収入保険とは
性格が異なることから、金額を調整することは想定していません。



お困りのことがございましたら、NOSAIへご連絡ください。